

事務連絡
令和4年3月23日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）において令和3年度中に講ずることとされた措置について
(事務連絡)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

さて、令和3年6月1日の第3回規制改革推進会議においては、民泊サービスの推進に向けた取組の一環として、住宅宿泊事業に伴い発生するごみ（以下「住宅宿泊事業廃棄物」という。）について、各地方公共団体における処理の実態等を調査し、優良事例等を全ての地方公共団体に周知することを求める提案（別添）がなされました。

住宅宿泊事業廃棄物の処理については、これまでにも、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図るため、「規制改革推進に関する第4次答申（平成30年11月19日規制改革推進会議）において平成30年度中に講ずることとされた措置について」（平成31年2月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡。以下「平成31年事務連絡」という。）において、住宅宿泊事業廃棄物に関する対応事例を取りまとめ、住宅宿泊事業主管部局と連携した適切な対応等についてお願いしてきたところです。

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（平成29年3月21日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）等においても排出事業者責任の重要性について周知しているとおり、事業活動に伴って生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、当該事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないこととされています。こうした法に基づく責任の下、住宅宿泊事業者が住宅宿泊事業廃棄物を処理するに当たっては、廃棄物収集運搬業者に委託をする場合、自ら処理施設に直接搬入する場合、又は少量の住宅宿泊事業廃棄物については、必要な費用を負担することを前提に、いわゆる家庭ごみと同様に行う地方公共団体の収集を活用する場合等が考えられるところ、住宅宿泊事業廃棄物が少量であることを理由に、住宅宿泊事業者が廃棄物収集運搬業者と処理委託契約を締結できない事例があるとの報告がなされております。

このため、各地方公共団体における住宅宿泊事業廃棄物の取扱いの実態を把握するための調査を実施し、対応事例等について別紙のとおり取りまとめましたので、ご参照いただき、法に基づいた適正かつ円滑な住宅宿泊事業廃棄物の処理を確保し、もって住宅宿泊事業の適正な運営が確保されるよう、貴管内市区町村に周知をお願いいたします。

特に、別紙においては、少量排出事業者に係る登録制度を設け、当該登録事業者が専用の有料袋により住宅宿泊事業廃棄物を排出することのほか、少量に限り有料ステッカー等を貼付して排出することにより、これを市区町村が収集するといった取組も見られます。このほか、一度に排出する廃棄物が少量であること、廃棄物の性状が家庭ごみと同様であること、家庭ごみのごみ集積所を利用すること、家庭ごみと同様の収集日に排出すること等の一定の要件を満たす場合には、市区町村による収集を実施している事例も見られます。

加えて、平成31年事務連絡においても周知しているとおり、電話、メール、対面で住宅宿泊事業者からの廃棄物処理に係る相談対応を行うほか、当該事業者に対して廃棄物処理業者のリストを提示するなど、住宅宿泊事業廃棄物が適正に処理されるための取組が多く見られる一方、住宅宿泊事業主管部局と連携できておらず、住宅宿泊事業届出者の把握・関与ができていないとの実態も多く確認できます。

以上から、住宅宿泊事業廃棄物について、通常の家庭から排出される廃棄物の量と同程度の場合等には、各種の要件を考慮した上で、有料ステッカー等を貼付すること等により、市区町村が家庭ごみと同様に収集することや、住宅宿泊事業主管部局と緊密に連携し、各種広報媒体や啓発活動等を通じて住宅宿泊事業者が適正な処理手法にアクセスしやすい体制を構築することが重要であると考えられることから、市区町村の実情に即して、法に基づいた弾力的な運用がなされるよう、貴管内市区町村に併せて周知をお願いいたします。

1. はじめに

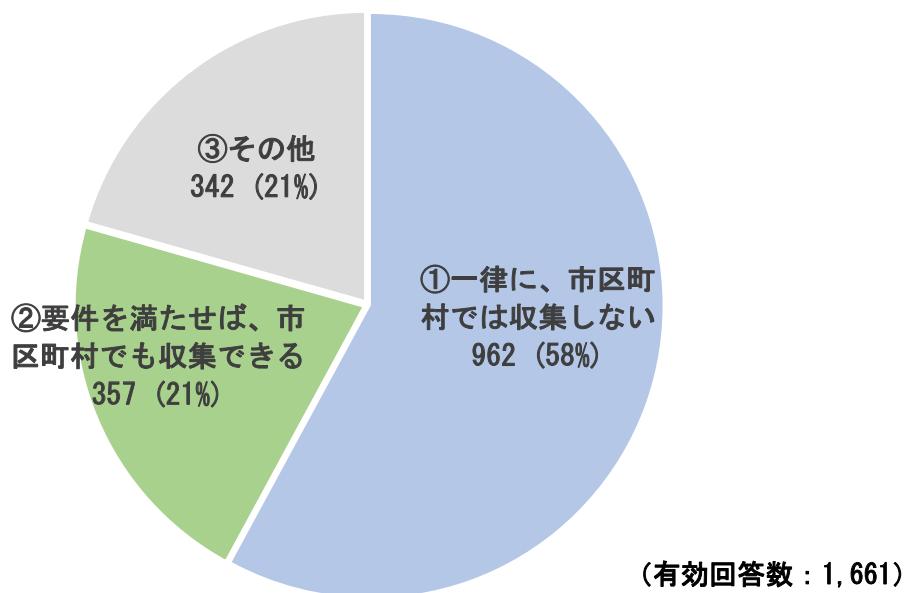
本データは、住宅宿泊事業廃棄物の取扱い状況等について、都道府県の協力の下、全ての市区町村に対してアンケート調査を実施し、令和3年度時点における調査結果を取りまとめたものである。調査対象の全国1,741市区町村のうち、1,683市区町村から回答を得たが、各設問により有効回答数は異なることから、各図の中には有効回答数を記載している。

2. 住宅宿泊事業廃棄物について、市区町村による収集の状況

住宅宿泊事業廃棄物については、市区町村（直営又は委託）での収集が対応可能であるかどうか、市区町村によって取扱いが異なるため、どのように処理を求めているか調査した（図1）。

なお、選択肢①（一律に、市区町村では収集しない）と回答のあった962市区町村のうち、925市区町村（約98.8%）は、「特に要望・需要がないため、条件付きでの収集について、対応の予定はない」との回答であった。

（図1）



（選択肢について（※択一回答））

- ①：住宅宿泊事業廃棄物は、一律に、市区町村（直営又は委託）では収集しない。（廃棄物収集運搬許可業者への委託又は自ら運搬による処理施設への持ち込みを求めている。）
- ②：住宅宿泊事業廃棄物は、一定の要件を満たす場合、市区町村（直営又は委託）でも収集している。（排出量が少ない場合等、一定の要件を満たす場合には家庭系ごみとあわせて収集可としている。）
- ③：その他

(②を選択した場合、その具体的な内容)

次項「3. 市区町村（直営又は委託）で収集するための、「一定の要件」の内容」を参照。

(③を選択した場合、その詳細)

類型	具体例（一部抜粋）
家庭ごみと同様に収集	通常の家庭生活で排出されるごみ量と大差がないことから、特に要件を設げず市で収集している。
	利用者が過ごすうえで出たものについては、指定の有料袋により指定の収集所に出されれば一般の家庭ごみと同様の扱いをすることになる。
事業系ごみとして収集	仮に、民泊施設が新たに出来た場合は、事業系ごみ専用のごみ置き場の設置を義務付け、民泊事業者専用の指定ごみ袋の使用を義務付けるとともに、収集に関しては、申込制の直営収集としている。
少量排出事業者に係る登録制度	少量排出事業者に係る登録制度があり、条件を満たす市内の事業者は専用の有料袋により事業系一般廃棄物に限って排出することができる（それを市で収集する）。
少量に限り収集	住居一体型で戸別収集していく、少量に限り有料シールで対応。
	規定量以内の排出であれば戸別収集で回収可。それ以上のごみは個別に業者と契約してもらう。
	一般廃棄物であり、ごみ集積所を管理する管理者からその利用が認められており、かつ、1週間あたり70kgを超えない量であること。

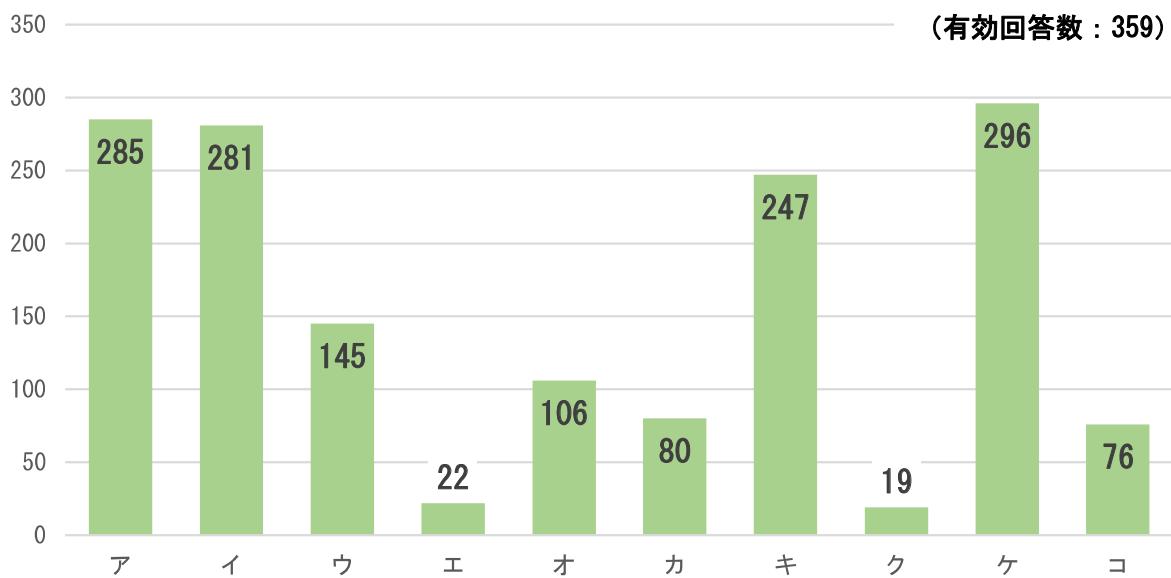
3. 市区町村（直営又は委託）で収集するための、「一定の要件」の内容

前項「2. 住宅宿泊事業廃棄物について、市区町村による収集の状況」の調査において、選択肢②（要件を満たせば、市区町村でも収集できる）と回答のあった市区町村において、具体的にどのような要件を求めているか調査した（図2）。

なお、選択肢エ（排出場所が、特定の業種・業態であること）として、住宅宿泊事業を含むと回答のあった22市区町村のうち、類似の業種・業態である貸室業（貸家業・貸間業）を含むと回答があったのは16市区町村だった。

また、選択肢カ（家庭ごみより割増の手数料を負担すること）と回答のあった80市区町村のうち、32市区町村はステッカー等を別途購入、10市区町村は現金払い対応と回答があり、その他にも「月額制で徴収」「事業ごみ用指定収集袋を購入」「納付書払いで徴収」「口座振替等で徴収」などの回答があった。

(図2)



(選択肢について (※複数回答可))

- ア：一度に出す量が、少量であること
- イ：廃棄物の性状が、家庭ごみと同様であること
- ウ：排出工程が、日常生活由来であること
- エ：排出場所が、特定の業種・業態であること
- オ：家庭ごみと同等の手数料を負担すること
- カ：家庭ごみより割増の手数料を負担すること
- キ：家庭ごみのごみ集積所を利用すること
- ク：家庭ごみのごみ集積所を利用しないこと
- ケ：家庭ごみと同様の収集日に出すこと
- コ：その他

(コを選択した場合、その詳細)

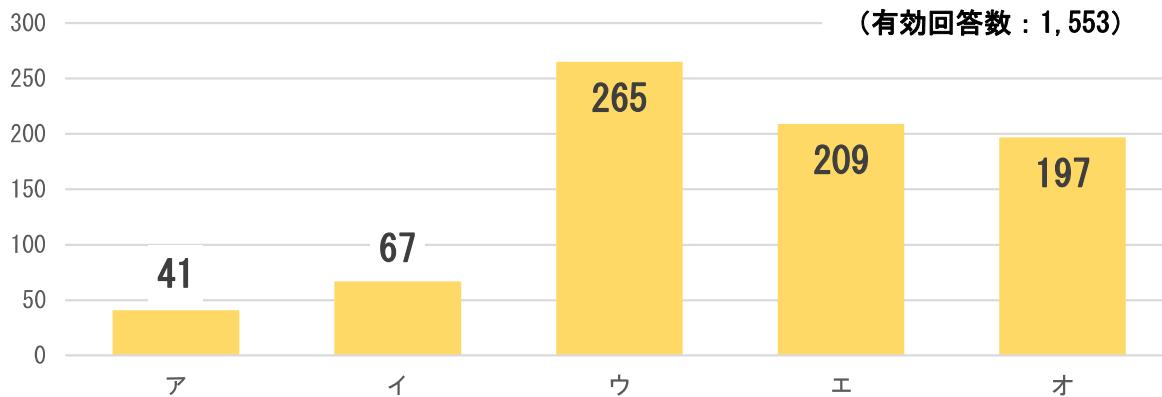
類型	具体例（一部抜粋）
事前の届出・申込	事前に届け出が必要となり、業や排出理由等が認められた場合に限る <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみを定期的に排出すること。（産業廃棄物に該当する不燃ごみだけを排出する場合は、回収の対象外） ・1回の排出量が40リットル相当以内であること。 ・段ボール等のステーション回収しているものは、近隣住民の承諾を得ること。
事業場の規模、排出時間帯、近隣住民への説明、継続的な排出量の水準等を含めた、複数の要件を満たすこと	次に掲げる要件に該当し、市が認めた場合、家庭ごみと同様に、ごみ集積所に排出することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業のための事務所、事業所、工場、店舗等を有しない ・従業員（事業主を含む）の総数が2人以下であること ・事業系一般廃棄物の排出量が日量平均1キログラム未満であること ・事業系ごみ処理券を貼付し区の収集を利用し、集積所に排出する場合は必ず近隣住民（集合住宅の場合は管理会社）に説明をして承諾を得ること ・収集日当日までの保管方法を明確に記入すること 1. 延床面積の1/2以上が居住の用に供されている事務所、店舗 2. 事務所、店舗部分の床面積が50平方メートル以下 3. 1日当たりの事業系一般廃棄物（事業所ごみ）の排出量が概ね5キロ以下 <ul style="list-style-type: none"> ①午前9時までにごみ出しができること。 ②排出量が1日平均10kg以下であること。 ③敷地内にごみ置き場が設置できること。 一度に出せるごみの量は45Lの袋で5袋まで、重さは50kg未満としている。また家庭ごみと同様、朝8時までに集積所に排出することとしている。

4. 住宅宿泊事業廃棄物の相談先等の周知における取組内容

住宅宿泊事業廃棄物の相談先等の周知における取組内容を調査した（図3）。

より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図るため、平成31年事務連絡により周知した取組（選択肢アからエまでのいずれか1つ以上）を行っていると回答のあった市区町村数は377であった。その他の手法により、相談先等を周知している（選択肢オ）との回答と合わせて、いずれかの方法により周知しているとの回答があった市区町村数は495であった。

（図3）



（選択肢について（※複数回答可））

- ア：廃棄物部局が作成した住宅宿泊事業廃棄物の処理に関するリーフレット等を、住宅宿泊事業主管部局と連携して配布している。
- イ：住宅宿泊事業主管部局が作成する住宅宿泊事業者向け資料・ウェブサイトに、廃棄物の適正処理に関する相談先（廃棄物部局の連絡先等）を記載している。
- ウ：廃棄物部局において、電話、メール、対面での相談対応を行うなど、住宅宿泊事業者が廃棄物の適正処理に関して相談しやすい環境を整備している。
- エ：廃棄物部局が住宅宿泊事業者に対して廃棄物の適正処理を求める場合、廃棄物処理業者のリストを住宅宿泊事業者に提示するなどの対応をしている。
- オ：その他の手法により、住宅宿泊事業に伴う廃棄物の適正処理に関する相談先等を周知している（事業系ごみ等として、幅広に周知している場合を含む）。

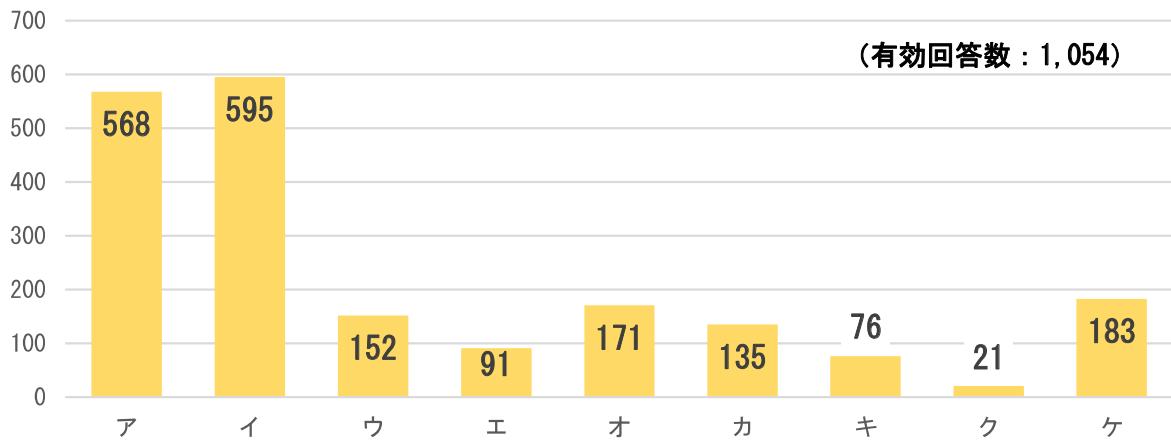
（オを選択した場合、その詳細）

類型	具体例（一部抜粋）
ホームページへの掲載	市の公式ホームページに「事業系ごみ処理ガイド」を掲載し、適正排出を周知・啓発している。
マニュアル・チラシ等の配布	事業系廃棄物の処理方法や問い合わせ先について、商工会を通じて事業者向け広報紙に折り込んで事業者へ周知している。
廃棄物減量等推進員等による指導	事業系ごみの分け方・出し方について啓発・指導を行う「廃棄物発生抑制等啓発指導員」による訪問。
市区町村による直接指導等	廃棄物部局が住宅宿泊事業者に対して廃棄物の適正処理を求める場合、直接訪問し、当市が実施する少量排出事業者制度について、説明を行うまたはチラシ等の投函を行っている。
市区町村への事前協議	住宅宿泊事業届出の際に、廃棄物部局へ事前相談するよう指導している。
コールセンターの設置	民泊における廃棄物適正処理に関する相談は、都道府県が民泊コールセンターを設置する等、対応している。
講習会における周知	業者収集マンション管理者向け講習会実施時には、民泊の運営及び廃棄物の処理方法について周知している。
民泊事業実施計画書の提出義務付け	市の条例において、住宅宿泊事業施設に係る開発事業を行おうとするとき、市に実施計画書を提出しなければならない。その際、事業者に対して廃棄物の適正処理に関して周知している。

5. 住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、対応に苦慮する事案等

市区町村の一般廃棄物行政所管部局において、住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、対応に苦慮している事案等を調査した（図4）。なお、令和元年度に市区町村への調査を実施し、主な苦慮事案等について把握していたことから、選択肢アからクまでにこれを示した。

（図4）



（選択肢について（※複数回答可））

- | | |
|-------------|---|
| ア：家庭ごみへの混入 | 家庭ごみへの混入を認めていないが、通常の家庭ごみに混ぜられると住宅宿泊事業廃棄物か判別が難しい。 |
| イ：届出事業者の把握 | 住宅宿泊事業主管部局と連携できておらず、住宅宿泊事業届出者の把握・関与ができていない。 |
| ウ：無届業者の存在 | 住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていない無届業者の存在により、住宅宿泊事業者の把握ができていない。 |
| エ：苦情への対応 | ごみの出し方などの面で、近隣住民とのトラブル・苦情が発生している。 |
| オ：事業者の認識不足 | 住宅宿泊事業者の中には事業者としての自覚・認識がなく、責任感がない者がいる。 |
| カ：分別ルールの不徹底 | 観光客等区域外からの宿泊者に対し、分別ルール徹底が図れない。 |
| キ：責任者不在 | 管理者が常駐していないことにより、現地での対応に苦慮する。 |
| ク：業者に断られる | 収集量が不安定である等の理由で、収集を断る許可業者が多い。 |
| ケ：その他 | |

（ケを選択した場合、その詳細）

具体例（一部抜粋）
現状、利用客が少ない上に管理者等で管理されているため問題になっていないが今後利用客が増えた場合に管理者で管理できるかが問題である。
農業地域等の住宅宿泊事業者の規模は零細であることが多く、事業系一般廃棄物で処理した場合、経済的負担が大きい。また排出される廃棄物の量も少なく、食物残渣等は自家処理できる範囲となるため、大規模でなく家族経営の場合は、特別な措置の必要性があり、柔軟な対応が求められている。
住宅宿泊事業者の届出が今まで無く、ルール等を定めるにあたっての情報が不足している。
実績がない住宅宿泊事業者がまだまだ存在し、家庭ごみへの混入を防ぐ対応に苦慮している。
住宅宿泊事業廃棄物についての相談がないため、実態を把握できていない。
山間部の民泊施設など、1～2件の宿泊でごみが少量の場合においても、住宅宿泊事業廃棄物として業者への委託や自社運搬での処理に理解を得ること。

6. 住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、有効だった手法

市区町村の一般廃棄物行政所管部局において、住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、有効だった手法を調査した。自由記述による回答により得られたものであるため、参考となる事例について、以下のとおり、類型を示すとともに、回答の具体例を一部抜粋した。

類型	具体例（一部抜粋）
直接指導	事業者に対しては事業系廃棄物として収集業者を紹介し、個人の部屋等から排出される個人消費の廃棄物は排出者自らが家庭ごみとして排出するように指導を行い、事業活動に伴って排出される廃棄物と個人消費による廃棄物を分別するよう指導している。
施設搬入時のチェック	直接搬入を推奨し、適正に排出しているかチェックしている。
説明会等の実施	制度導入時に説明会を開催し、理解を図ったほか、毎年啓発文書を送付している。
他部局との連携	町観光担当課からの情報と町収集許可業者からの情報を元に調査して指導する。
事業系ごみ全般の対応	住宅宿泊事業廃棄物に限定はしないが、事業系ごみ全般の適正分別および処理について、下記の取り組みを実施しており、家庭ごみ集積所への事業系ごみ投棄が減少し、一般廃棄物収集運搬許可業者にごみ収集を依頼する事業所が増加したと推察している。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの適正処理を案内するリーフレットを事業者へ配布。 ・家庭ごみ集積所にごみを排出した事業者を特定し、適正処理を直接指導。 ・一般廃棄物処理施設に搬入されるごみの展開検査を実施し、不適正な処理を行っている事業者を指導。
ポスター等資料の活用	住民向けのごみ分別収集ポスターにて、処理困難物や通常収集しないごみ処理について、許可業者に直接連絡を取るよう、名称と電話番号を明記している。住宅宿泊事業者から廃棄物の問い合わせがあった際は、ポスターを参考に処理事業者案内をしており、スムーズな対応が可能で有効な手法でもある。
他部局等との連携	住宅宿泊事業主管部局が管理している住宅宿泊事業者一覧をもとに、住宅宿泊事業者に対し事業系ごみのガイドライン等の通知送付ができ、適正処理の周知に繋げられた。
訪問・啓発	「廃棄物発生抑制等啓発指導員」による訪問・啓発。
宿泊者によるごみ持ち帰りの推進	管理者に対し、「宿泊者にはごみはできるだけ持ち帰ってもらうように」と伝えることを指導している。
条例による書面提出の義務付け	住宅宿泊事業に関する市条例に基づき事業者から廃棄物の処理方法の分かる書類を提出させ、不備があった場合は事業者へ指導を行う。
関係者との情報共有	委託業者、近隣住民との情報共有を行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制の見直し（答申一部抜粋）

【令和3年度検討・結論・措置】

<基本的考え方>

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは「事業系ごみ」に該当するため、契約を結んだ廃棄物収集運搬業者に処理を委託する場合、自ら処理施設に直接搬入する場合、又は少量の事業系ごみについては、必要な費用を負担することを前提に、「家庭ごみ」と同様に地方公共団体の収集に出す場合が見られる。

住宅宿泊事業の用に供する施設から出る事業系ごみについて、通常の家庭から出るごみの量と同程度の場合には、有料ステッカー等を貼付することによって家庭ごみと同様の収集を認めると、彈力的な運用が課題解決の一助になると考えられる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

環境省は、住宅宿泊事業に伴い発生するごみについて、各地方公共団体における処理の実態等を調査する。また、有料ステッカー等を貼付するなどの手法で、家庭ごみと一緒に事業系ごみを地方公共団体の収集に出すことを認める運用を行っている優良事例等を全ての地方公共団体に周知する。

事務連絡
令和3年3月5日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する疑義照会について
(事務連絡)

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合（以下「都道府県等」という。）から環境省に対して行われる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に関する疑義照会につきましては、令和2年8月12日付け事務連絡により、原則として各地方環境事務所にお問い合わせいただくよう周知したところであり、当該運用にご協力いただき感謝申し上げます。

今般、疑義照会の更なる円滑化を図るため、フォーマット等運用の細部を改めましたので、令和2年8月12日付け事務連絡を廃止し、本事務連絡の運用に統一することとさせていただきます。引き続き円滑な疑義照会対応にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、各都道府県の一般廃棄物部署に置かれましては、貴管内市町村等に対して、貴部局より本事務連絡を御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 疑義照会案件の送付・記載方法及び取扱いについて

都道府県等からの環境省に対する廃掃法に係る疑義照会は、原則として各地方環境事務所の窓口（別紙1）に対し、新フォーマット（別紙2）に必要事項を記入の上、電子メール等によりご送付いただきたい。その際には電話にて送付の旨を各地方環境事務所の窓口にお伝えいただくとともに、必要に応じて補足すべき内容を伝達していただきたい。

既にいただいている照会内容の中には、法解釈ではなく個別の運用に関するもの、論点が明確でないもの、1都道府県等から立て続けに照会があるもの、既に適正処理が担保されており照会の必要性が薄いものなど多く、これらについては全体の照会対応が停滞する要因となってしまっているため、ご留意いただきたい。

各都道府県等におかれでは、極力疑義照会する論点を明確に絞り、環境省への照会を要する趣旨の記載をお願いしたい（下記記載例のうち「照会の趣旨」参照）。明確化の参考として、これまでの照会事例をもとに、別紙3をグッドプラクティスとして共有するほか、以下記載例を列挙させていただく。

＜フォーマットのうち「疑義照会事項」欄の記載例＞

- ・○の〇〇という行為は、〇条〇項「」に該当し、廃掃法違反と解して差し支えないか。（照会の趣旨：同条の解釈について、文言上〇〇とされているところ、本件についてこれを〇〇の場合を含むと解することに疑義があるため）
- ・〇条〇項の「〇〇」について、通知において「計画時に〇〇を判断すること」と記載されているが、〇〇の事情がある場合、判断時点を計画時ではなく〇〇の時点として差し支えないか。（照会の趣旨：通知の文言と異なるため）
- ・〇社は〇県から許可取消処分を受け、その後〇県に対し廃止届を提出したが、この事実によって、〇社及び役員〇が〇条〇項〇に規定する欠格要件に該当するに至るということはないと判断してよいか否か。（照会の趣旨：他県と〇〇の点で見解が異なるため）

いただいた照会のうち、特に重要なものについては、その後の制度改正や通知発出、疑義照会円滑化等に向けた検討材料とさせていただくため、これらの目的に必要な範囲で、照会に関連する法人や個人が特定できない形で活用させていただく場合があることをご了承願いたい。

2. その他の留意事項

- (1) 以下に掲げるもののうち緊急の対応を要する案件については、本省に直接ご連絡いただいて差し支えない。
 - ・発出後3ヶ月以内の法令改正、通知及び事務連絡に関する照会事項
 - ・新型コロナウイルス感染症対策及び直近の災害に係る環境省の取組に関する照会事項
 - ・不服審査、訴訟関係
 - ・国会議員関係
- (2) 行政法や民法、破産法など、廃掃法以外の法令解釈が主な問題となる照会

(行政処分に係る具体的な手続きの疑義等)については、まず各都道府県等内の法務部や顧問弁護士へご相談いただき、その上で廃掃法上の論点があればこれを明示の上ご照会いただきたい。

(3) 各都道府県等の出先機関からの照会は、各都道府県等内での意思決定手順等を把握できないため、控えていただきたい。

(4) 市区町村等からの一般廃棄物に関する照会については、各都道府県を経由頂きたい。なお、廃掃法第4条第2項において、都道府県は、市区町村に対し、市区町村の一般廃棄物の処理に関する責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることとされているため、都道府県で回答可能な照会は都道府県で対応願いたい。

(5) 特段の断り無く、法とは廃掃法、令とは廃掃法施行令、規則とは廃掃法施行規則を指すこととし、法令の正式名称や言い換えについては記載せず、簡潔に記載いただいて構わない。廃掃法以外の法令について「事案の概要欄」等で記載する必要がある場合は、正式名称を記載願いたい。

(6) 都道府県等への情報公開請求により、照会に係る文書を開示する場合は、事前に開示予定の文書を当該照会に対応した地方環境事務所へご連絡いただきたい。

(本事務連絡に係る連絡先)

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 山田(健)、越智、用品
TEL: 03-5501-3154 (直通)
E-Mail: hairi-haitai@env.go.jp
廃棄物規制課 堀江、勝木
TEL: 03-5521-9274 (直通)
E-Mail: hairi-sanpai@env.go.jp

地方環境事務所の連絡先一覧

地方環境事務所	担当課	連絡先
北海道地方環境事務所	資源循環課	TEL: 0112993738 Email: REO-HOKKAIDO@env.go.jp
東北地方環境事務所	資源循環課	TEL: 0227222871 Email: REO-TOHOKU@env.go.jp
関東地方環境事務所	資源循環課	TEL: 0486000814 Email: HAIRI-KANTO@env.go.jp
中部地方環境事務所	資源循環課	TEL: 0529552132 Email: REO-CHUBU@env.go.jp
近畿地方環境事務所	資源循環課	TEL: 0668816502 Email: REO-KINKI@env.go.jp
中国四国地方環境事務所	資源循環課	TEL: 0862231584 Email: REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp
四国事務所	資源循環課	TEL: 0878117240 Email: MOE-SHIKOKU@env.go.jp
九州地方環境事務所	資源循環課	TEL: 0963222410 Email: REO-KYUSHU@env.go.jp

廃棄物処理法等に係る疑義照会フォーマット（都道府県等用）

照会日	<p>※照会文書を事務所に送付する日時をご記載ください。</p> <p>※回答は原則口頭回答となります。</p> <p>(記載例) 令和〇年〇月〇日</p>
用件	<p>※簡潔にご記載願います。</p> <p>(記載例) ○○から排出される○○の処理方法について</p>
都道府県等	<p>(都道府県等名)</p> <p>(所属名・職名・担当者名)</p> <p>(電話番号)</p> <p>(メールアドレス)</p>
事案の概要	<p>※疑義照会に至った経緯や背景を、関係者及びその行為、時間経過等を含めて、廃掃法上の論点に係る部分を中心に、極力10行程度で明瞭簡潔にご記載ください。過去に環境省へ疑義照会をした継続である旨等も、記載してください。</p> <p>(記載例)</p> <p>平成〇年〇月に、△△について相談があり、市として□□といった対応を検討、平成×年×月に、環境省へ相談したところ、「」という回答があったため、……</p>
疑義照会事項	<p>※複数ある場合は項目を分けてください。関連条文については、号番号、イロハ…まで明記願います。記載例については、事務連絡の記載例及び別添2をご参照ください。</p> <p>(1)……(照会の趣旨：……)</p> <p>(2)……(照会の趣旨：……)</p>
都道府県等の見解・意見	<p>※条文等の根拠、そう取り扱わなければ発生する支障等も含めて、貴都道府県等のお考えを、上欄の疑義照会事項に対応させてご記載ください。なお、疑義照会事項は、上欄にまとめてご記載ください。</p> <p>(記載例)</p> <p>(1)「…法〇条」の記載や「…の判例」から△△と考えており、□□として判断することとしたい。</p> <p>(2)……</p>

【G P 1】廃棄物処理法に係る疑義照会フォーマット（都道府県等用）

照会日	令和●年●月●日
用件	埋立容量を変更したと解する時点について
都道府県等	(都道府県等名) ●●県 (所属名・職名・担当者名) ●●課 主査 ●● ●● (電話番号) ●●●-●●●-●●●● (メールアドレス) ●●@●●.lg.jp
事案の概要	平成●●年に法第15条で規定する許可を受け、設置された産業廃棄物の管理型最終処分場の埋立地について、10パーセント以内の範囲において、埋立容量を増大させる際の手続きについて、設置者よりあった。 なお、本変更においては、埋立容量以外の変更はなく、また、当初の埋立容量の最初の変更である。
疑義照会内容	相談に係る変更は、規則第12条の8に規定する許可を要しない軽微な変更に該当するため、法15条の2の6第3項により読み替えて準用する法第9条第3項に基づく軽微変更届出の提出を指導するが、「変更した」と解する時点は、当初埋立容量を超えて埋め立てた時点から、予定していた埋立容量増大分の埋め立てが完了した時点までのいつとなるか？(照会の趣旨：変更した内容の完了時点なのではないかという疑義があり県内で意見が分かれているので、事実認定時点を特定するために確認したい。)
自治体の見解・意見	本件に関しては、埋立地の構造変更がなく、外形上の埋立地の変更をもって「変更した」と解することは出来ないが、「軽微な変更をしたとき」とは、当初の計画埋立容量を超えた時点を、「変更した」と解することが適当と考えている。

【環境省からの想定回答】

当初埋立容量を超えて埋め立てた事実を認定すれば、「変更した」と解するに足りる。

【GP2】廃棄物処理法に係る疑義照会フォーマット（都道府県等用）

照会日	令和3年●月●日
用件	廃棄物処理法第7条第5項第4号ホの規定について
都道府県等	(都道府県等名) ●●県 (所属名・職名・担当者名) ●●課 主査 ●● ●● (電話番号) ●●●-●●●-●●●● (メールアドレス) ●●@●●.lg.jp
事案の概要	<p>令和●年●月中旬に行政処分（産業廃棄物収集運搬業の許可取消）を行った事業者から、「法人は現在のまますが、役員を全員入れ替えた場合、今すぐに●●県で新規許可を取得できるか」との問い合わせがあった。</p> <p>なお、本県の許可取消は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホ（他県による許可取消）によるものである。</p> <p>また、その行政処分のもととなった他県による許可取消は、法第14条の3の2第1項第2号（法第7条第5項第4号ニ：役員の廃棄物処理法違反による罰金刑）の規定に基づくものであり、令和●年●月上旬に行ったものである。</p>
疑義照会内容	法第14条の3の2第1項第4号の規定に基づいて本県から許可取消処分を受けた（その行政処分のもととなった他県による許可取消は、法第14条の3の2第1項第2号の規定に基づくもの）法人は、役員を入れ替えれば、許可取消の日から5年を経過しなくても新規許可を取得できるか。（照会の趣旨：県としては下記の見解で固まっているが、他県と見解が分かれているので確認したい。）
都道府県等の見解・意見	本県としては、新規許可は取得できないと考える。 理由としては、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホに、「法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（に申請者が該当しないこと）」との規定がある。よって、法第14条の3の2第1項第4号に基づく本県の行政処分では、当該法人は法第7条第5項第4号ホに該当しない。ただ、その行政処分のもととなった他県による許可取消は、法第14条の3の2第1項第2号の規定に基づくものであり、その点で、当該法人は法第7条第5項第4号ホに該当すると考える。

【環境省からの想定回答】

他県による許可取消（法第14条の3の2第1項第2号）を受けている以上、法第7条第5項第4号ホ、第14条第5項第2号イの欠格事由に該当し、新規許可を取得できない。なお、本来であれば法第14条の3の2第1項第2号による取消を行うことが望ましいと考える。

事務連絡
令和4年2月28日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

令和4年度税制改正大綱の取りまとめについて（結果報告）

日頃より廃棄物処理行政の推進に種々御尽力いただきまして感謝申し上げます。

令和3年12月24日に令和4年度税制改正の大綱が取りまとめられました。税制改正要望に当たりましては、アンケート調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和4年度税制改正大綱において廃棄物関係で要望が認められた事項について、特例措置の対象となる関係者に積極的に周知いただき、当該特例措置の更なる利用拡大を促進していきたいと考えております。別添の内容について、貴管内市町村及び廃棄物処理業者等の関係者に幅広く周知していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【参考】

○令和4年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224_taikou.pdf

担当者：	
環境省 環境再生・資源循環局	
廃棄物適正処理推進課 伊藤、永嶋、岡田	
TEL : 03-5501-3154 (直通)	
廃棄物規制課 山王、石田	
TEL : 03-5521-9274 (直通)	

令和4年度税制改正大綱 結果（廃棄物関係）

1. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定災害防止準備金制度は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、令和4年3月31日を含む事業年度終了の日において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理施設の設置許可を受けている法人について、令和6年3月31日以前に開始する各事業年度については現行どおりの準備金積立率による積立てを認めるとともに、同年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度については現行法による準備金積立率（60%）に対して1年ごとに6分の1ずつ縮小した率による積立てを認める経過措置を講ずる（所得税についても同様とする。）こととされた。

2. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場^(※1)、P C B 廃棄物等処理施設^(※2)及び石綿含有産業廃棄物等処理施設^(※3)に係る固定資産税の課税標準の特例措置^(※4)について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

- ・ごみ処理施設について、適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。
- ・一般廃棄物最終処分場について、適用対象から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。

※1 ごみ処理施設又は一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可に係るもの。

※2 P C B 廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定又は第15条の4の4第1項の認定に係るもの。

※3 石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定又は第15条の4の4第1項の認定に係るもの。

石綿含有産業廃棄物等は引き続き排出が見込まれている一方、当該特例措置を利用する事業者は少ない状況です。これらの適正な処理を推進するため、事業者による積極的な活用を促すよう、一層の周知のほど、お願い致します。

※4 課税標準となるべき価格を以下のとおりとする。

ごみ処理施設：1／2

一般廃棄物の最終処分場：2／3

P C B 廃棄物等処理施設：1／3

石綿含有産業廃棄物等処理施設：1／2

令和4年6月1日

ウェブサイト上で「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者に関する注意喚起

令和元年9月から、不用品・粗大ごみ回収サービス（以下「不用品等回収サービス」といいます。）を提供する事業者のウェブサイト上に表示された「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金。」「追加費用一切なし！ 定額パック料金に全て含まれています。」などの広告を閲覧した消費者が、定額パック料金だけを支払えば不用品等回収サービスの提供を受けられるものと思い、同サービスの提供を受けたところ、「定額パック料金以外に、ウェブサイトに表示されていなかった処分費用等の名目で想定していたよりも高額な料金を請求された。」といった相談が、各地の消費生活センターなどに数多く寄せられています。

消費者庁並びに福岡県及び熊本県が合同で調査を行ったところ、ADW株式会社及び株式会社Triple R（以下「本件事業者」といいます。）による、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為（虚偽・誇大な広告・表示）を確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 対象の概要（注）

対象事業者	所在地	対象ウェブサイト
ADW株式会社 (法人番号 8011001121875)	東京都港区六本木六丁目1番20号六本木電気ビル6階	K A D O D E (https://kado-de.jp/)
株式会社Triple R (法人番号 8290001063191)	福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命43番地7	不用品買取センター (https://www.bfh.jp/)

（注）上記事業者の代表者はいずれも 石橋 一平いしばし いつへいです。同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 具体的な事例の概要

本件事業者は以下のようない行為を行っていました。

- (1) ウェブサイトに「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金。」「追加費用一切なし！ 定額パック料金に全て含まれています。」などと、定額で不用品等回収サービスを行う旨を表示し集客を行います（別紙）。

本件事業者が、それぞれ運営するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」といいます。）において、追加料金のない定額パック料金で不用品等回収サービスを提供しているかのような広告をすることにより、消費者に、不用品等回収サービスを定額で行ってもらえるという印象を持たせます。

- (2) 訪問見積りなどの日取りを決定します。

消費者が、前記(1)の広告を閲覧し、本件ウェブサイトに表示された本件事業者の電

話番号に電話すると、本件事業者から委託を受けたコールセンターにつながり、以下のように対応された消費者は、訪問見積日又は回収日の予約をします。

- ・消費者が部屋の広さや不用品の量などを説明し、想定している定額パックでの回収が可能か問合せをするも、「サイト記載の値段で大丈夫だと思いますが、詳細は当日の見積りになります。」などと答え、定額パック料金での回収可否について明言しません。
- ・見積後のキャンセルは可能である旨を説明します。

(3) 不用品・粗大ごみをトラックに積んだ後に、事前に説明のない費用を追加するなし、高額な回収費用を請求してきます。

実際の不用品・粗大ごみの回収は、本件事業者から委託を受けた別事業者が行い、回収場所や不用品・粗大ごみをトラックに積んだ後などに、次のような対応により、消費者が本件ウェブサイトを閲覧して認識していた定額パック料金以上の料金を請求します。

K A D O D E については、以下のとおり説明していました。

- ・「定額料金以外に別途処分料が掛かる。」
- ・「不用品の大きさから事業廃棄の対象となり料金が加算される。」
- ・「不用品が重い。」
- ・「クレジット手数料が掛かる。」

不用品買取センターについては、以下のとおり説明していました。

- ・「ウェブサイトに掲載されている金額はトラックに荷物を平積みした場合の金額だ。」
- ・「リサイクル料金が掛かる。」

この他にも、定額パック料金に近い仮の見積金額を提示してから、「料金は不用品を積んだ時の高さによって変わるので、見積価格は積んでみないと分からない。」などと言って作業前には明確な見積金額を示さず、不用品をトラックに積んだ後、「思ったよりも高くなかった。想定していた●倍になった。」などと言って定額パック料金を大幅に上回る料金を請求し、キャンセルを申し出た消費者に対して、「トラックに積んでいるのでキャンセルはできない。」と言ってキャンセルに応じない場合や、「割引については今の時期やっていない。」と言ってインターネットの広告に表示している割引を適用しない場合がありました。

なお、本件事業者は、不用品・粗大ごみの回収について本件事業者から委託を受けた別事業者による上記の対応を把握していましたが、消費者庁が確認した限り、令和4年5月16日まで本件ウェブサイトの表示の変更をしていませんでした。

3. 合同調査の実施

本件事業者のそれぞれの行為によって消費者の被害が拡大したことを踏まえ、消費者庁は、株式会社 T r i p l e R の本店が所在する福岡県及び住民に被害が及んでいた熊本県と協力して調査を行いました。

4. 合同調査で確認した事実

本件事業者は、本件ウェブサイトにおいて、別紙のとおり、K A D O D E については、トラックなどの絵と併せて、

「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金。お見積り後の追加料金など一切ありません。他社では別料金となってしまう搬出作業費・お掃

除作業費・スタッフ追加料金・車両費・出張費・エアコン取り外し費用は一切かからないので安心！お客様にピッタリなプランをご提案させて頂きます！込み込みパック料金で安心！オプション以外に別途料金はかかりません！」

「1番人気！ Sパック ちょっとしたお片付け+大型家電の処分に最適！ 目安：1. 5 m³ 軽トラ以上 買い替え等 15,000 円」

「Mパック 1人暮らしの1R～1Kのお部屋に最適！ 目安：3 m³ 2t 平車以上 1R・1Kタイプ 30,000 円」

不用品買取センターについては、トラックなどの絵と併せて、

「追加費用一切なし！ 定額パック料金に全て含まれています。」

「不用品買取パックはこれら全部コミコミ！！」

「大変な分別や梱包も全てお任せ!! 搬出作業 階段料金（2階迄込） スタッフ追加料金 車両費 エアコン取外し（1台迄込） 出張費 梱包作業費 分別作業費」

「Sパック 1人暮らし程度のお片付け！ 目安：1. 5 m³ 買替え時 通常価格 15,000 円（税込）が 10,000 円（税込）」

「Mパック 1人暮らし 1R～1Kのお部屋に最適 目安：3 m³ 1R／1K 通常価格 30,000 円（税込）が 20,000 円（税込）」

といった、追加料金のない定額パック料金で不用品等回収サービスを提供している旨の広告をし、その広告を閲覧した消費者は、本件事業者が提供する不用品等回収サービスを追加料金のない定額パック料金で受けられるものと認識して申し込んでいましたが、本件事業者が提供する不用品等回収サービスの実態は上記2(3)のとおりであり、広告・表示の内容と異なるものでした（虚偽・誇大な広告・表示）。

なお、本件事業者は消費者庁の調査に対して、定額パック料金に含まれる費用は、本件ウェブサイトに定額パック料金に含まれる費用として表示したもののみであり、本件ウェブサイトに表示していない費用はオプションとして追加料金を請求する場合があるとの意味である、と説明しています。

5. 消費者庁から皆様へのアドバイス

○ 定額で済むと思っていても実際は様々な理由で追加料金を請求されることがあります。作業前に見積りを取るなど条件をしっかり確認しましょう。

事業者が、「料金は不用品を積んでみないと分からない。」などと言って、作業前に見積金額を示さない、見積書を交付しない、作業内容が曖昧であるなど、事業者に不審な点を感じた際は、契約を断るなど毅然とした対応を探りましょう。

○ 高額な請求を受け、支払ってしまった場合には、すぐに最寄りの消費生活センターなどや警察に相談しましょう。

ウェブサイトやチラシによる広告に記載された安価な料金や電話等で問い合わせた際に聞いた料金と、実際に作業員に現場で請求された料金に相当な開きがあったり、契約書面を受領していない場合などには、契約をしてしまった場合でも、クーリング・オフが認められることがあります。**高額請求を受け、実際に料金を支払ってしまった場合でも、消費生活センター等が交渉し、返金が行われた事例もありますので、すぐに、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。**

○ お住いの自治体の不用品・粗大ごみの回収方法について早めに確認しましょう。

一般の家庭から排出される不用品・粗大ごみは、「一般廃棄物」として、お住いの自治体や自治体から委託・許可を受けた事業者が回収をしています。

お住いの自治体によっては、不用品・粗大ごみの回収を申し込んでから回収までに日数を要する場合があるので、引っ越し等で不用品・粗大ごみを処分する予定がある場合は、早めにお住いの自治体に問い合わせるなどしましょう。

使い終わった家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に従い適切に処分する必要があります。また、処分の際にはリサイクル料金等が必要です。家電小売店へ引き渡すか、市区町村の案内する方法で適切にリサイクルしてください。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターなどをご案内します。）

電話番号 188 (いやや!)

- ◆ 警察相談専用電話 電話番号 #9110

} ※いずれも局番なし

【参考：本件に関連する注意喚起の情報】

発信者	件名	URL
消費者庁	「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張24時間センター」、「鍵の110番24時間」、「鍵のラッキーセブン」、「カギの24時間救急車」、「カギの110番」、「鍵の110番救急車」と称して行われる鍵の開錠・修理等に関する役務の取引に関する注意喚起(令和4年2月25日)	https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_220225_01.pdf
独立行政法人国民生活センター	見守り新鮮情報 第418号「ネット広告で見た不用品回収 10倍以上の料金に」（令和4年3月8日）	https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mag/mj-shinsen418.html

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

電話 03-3507-9187

FAX 03-3507-7557

KADODE(<https://kado-de.jp/>)のウェブサイト(抜粋)

※令和4年5月16日時点

【トップページ】

不用品・粗大ゴミ回収なら24時間365日受付のKADODE!

KADODE 24時間365日受付中!
0120-966-926

出張費0円 お見積り0円 24時間作業 365日作業

大手運送会社の料金システムを導入!

明朗会計 即日対応 高価買取

年間**40,000件**の実績!
最短**1時間**でお伺いします!

まずは、お問い合わせください!

0120-966-926 24時間365日受付中

【キャンペーン】



WEBを見てお問い合わせくださった方
限定で、
特別価格をご案内!
今なら「SSパック」「Sパック」「M
パック」をご利用の方が最大**1万円オ
トク**に!

【定額パック】

不用品・粗大ゴミ回収なら24時間365日受付のKADODE!

KADODE 24時間365日受付中!
0120-966-926

PRICE お得な定額パック

定額パック料金は、全てが込み込みの料金。お見積り後の追加料金など一切ありません。他社では別料金となってしまう搬出作業費・お掃除作業費・スタッフ追加料金・車両費・出張費・エアコン取り外し費用は一切かかりないので安心!お客様にピッタリなプランをご提案させて頂きます!込み込みパック料金で安心!オプション以外に別途料金はかかりません!

**SS
パック**
ちょっとしたお片付けに最適!

目安: 1m³
カゴ車
少々のお荷物

※リサイクル4品目、PCは除く
10,000 円

**S
パック**
ちょっとしたお片付け+大型家電の処分に最適!

目安: 1.5 m³
軽トラ以上
買い替え等

15,000 円

**M
パック**
1人暮らしの1R~1Kのお部屋に最適!

目安: 3 m³
2t平車以上
1R・1Kタイプ

30,000 円

**L
パック**
ご家族のお引越し1DK~1LDKのお部屋に最適!

目安: 5 m³
2t箱車(半)
1DK・1LDKタイプ

50,000 円

**LL
パック**
ご家族のお引越し2K~2DKのお部屋に最適!

目安: 10 m³
2t箱車以上
2K・2DKタイプ

100,000 円

**3L
以上**
遺品整理・一軒家・
ゴミ屋敷など最適な方法をご案内!

目安: 30 m³
汚部屋・遺品整理

お見積り・要相談

※令和4年5月16日時点

【トップページ】



【キャンペーン】



【定額パック】



事務連絡
令和3年6月16日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

一般廃棄物処理の業務継続のための
新型コロナウイルスワクチンに係る積極的な対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種に関しましては、厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3. 1版）」¹（P. 13）において、医療従事者等、高齢者、基礎疾患有する者及び高齢者施設等の従事者以外の者へのワクチンの接種（以下「一般接種」という。）については、「ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、順次接種」するよう示されているところです。地方公共団体によるワクチン接種においては、医療従事者等や高齢者への接種が進み、地方公共団体によって時期は異なるものの、今後、一般接種が計画又は開始されるものと存じます。また、地方公共団体によるワクチン接種とは別に、職域接種においても申請受付が開始されたところですが、事業者等により自ら医療資源を確保いただけすることが前提とされているため、1事業者当たりの平均従業員数が約12人²である一般廃棄物処理関係企業においては、医療資源の確保が困難であるとの声が、職域接種の意向に関するアンケート調査を通じて、多く寄せられました。

つきましては、一般廃棄物であるごみ、し尿の収集運搬、処分が、国民生活を維持するために安定的に業務を継続する必要がある社会的に重要な業務であるとともに、一般廃棄物処理の業務に携わる職員や事業者におかれては、災害時には、被災地方公共団体への派遣を通じ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に御尽力いただいているほか、ワクチン接種会場において接種に伴って排出される一般廃棄物や、自宅療養者の居る家庭や宿泊療養施設から排出される一般廃棄物を適正かつ円滑に処理いただいている状況等に鑑み、一般廃棄物処理の統括的処理責任を有する市町村におかれては、一般廃棄物処理の業務に携わる方のうち、希望される方が円滑かつ早期にワクチンを接種できるよう、改めて貴都道府県及び貴管内市区町村の御協力、

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html#h2_free1

² https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r1/index.html

御尽力をお願いいたします。

具体的には、先般御案内した内容に加えて、例えば高齢者等への接種が概ね完了し、一般接種が開始される際には、一般廃棄物処理の業務に携わる職員や事業者へ優先的に接種することについて関係部署との調整を開始している地方公共団体もみられますので、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、ワクチン接種は、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくものですので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないように配慮いただく必要があることを申し添えます。

【連絡先】環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 伊藤、岡田、永嶋

TEL: 03-5501-3154 (直通)

E-Mail: hairi-haitai@env.go.jp